

# **第3次隠岐の島町行財政改革大綱 (案)**

**平成27年5月**

**隠岐の島町**

## ～ 目 次 ～

|                           |   |     |
|---------------------------|---|-----|
| 策定の趣旨                     | … | P 1 |
| 第 1 町政を取り巻く環境             | … | P 2 |
| 1 人口減少・少子高齢化の進行           | … | P 2 |
| 2 厳しさを増す地方公共団体の財政環境       | … | P 4 |
| 3 地方分権の進展                 | … | P 6 |
| 4 町民ニーズの多様化               | … | P 6 |
| 第 2 行財政改革大綱の推進体制          | … | P 6 |
| 1 推進期間                    | … | P 6 |
| 2 推進体制                    | … | P 6 |
| 3 推進計画の策定と公表              | … | P 6 |
| 4 評価の公表                   | … | P 6 |
| 第 3 行財政改革の基本方針            | … | P 7 |
| 1 効率的な行政経営の推進と質の高いサービスの提供 | … | P 7 |
| 2 町民主体によるまちづくりの推進         | … | P 7 |
| 3 持続可能な財政運営の推進            | … | P 7 |
| 第 4 具体的な取り組み方針            | … | P 7 |
| 1 効率的な行政経営の推進と質の高いサービスの提供 | … | P 7 |
| (1) 事務事業評価システムを活用した       |   |     |
| 事務事業の見直し                  | … | P 7 |
| (2) 民間活力の活用の推進            | … | P 7 |
| (3) 公共施設の適正配置             | … | P 7 |
| (4) 外郭団体等のあり方等の見直し        | … | P 8 |
| (5) 組織・機構の見直し             | … | P 8 |
| (6) 人材育成と職員の意識改革          | … | P 8 |
| (7) 危機管理体制の充実・強化          | … | P 8 |
| 2 町民主体によるまちづくりの推進         | … | P 8 |
| (1) 協働の理解促進と町民力・地域力の向上    | … | P 8 |
| (2) 情報公開の推進               | … | P 8 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 3 持続可能な財政運営の推進  | … P 9 |
| （1）持続可能な財政運営の確立 | … P 9 |
| （2）補助金等の随時見直し   | … P 9 |
| （3）使用料・手数料の適正化  | … P 9 |
| （4）町税等の収納率の向上   | … P 9 |

## ◆行政改革大綱策定の趣旨

本町は、平成１６年１０月の１町３村による合併以降、平成１７年１０月に策定した隠岐の島町行財政改革大綱及び平成２２年３月に策定した第２次隠岐の島町行財政改革大綱と、行財政改革に関する計画を適宜策定し、事務事業の見直しや指定管理者制度の活用、事務事業評価に基づく見直し、定員適正化計画による職員数の削減など、行財政の課題に適応した行政改革の取り組みを推進し、一定の成果をあげてきたところです。

しかし、本町を取り巻く状況は、合併に伴う財政支援措置（普通交付税の合併算定替）の逓減による一般財源の減少や、人口の減少による地域経済の停滞に伴う税収の減少及び少子高齢化の進行等による社会保障関係費の増加などにより厳しさを増していくことが予想されます。

基礎自治体である市町村は、住民生活を支え、地域の活性化を推進して行くため、各種の政策・施策を将来にわたり持続的・安定的に推進していかなければなりません。また、地方分権改革による、国からの事務・権限委譲の推進により、地方自治体の果たすべき役割と責任がより一層大きくなってきており、地方が自らの責任と判断で地域経営をしていくことが必要となってきました。

このような状況の中、行政を取り巻く環境の変化に対応し、隠岐の島町総合振興計画に掲げたまちの将来像の実現に向けた諸施策を着実に実行していくためには、町民と行政との協働によるまちづくりを進めるとともに、これまで以上に選択と集中を徹底し、一層効率的で効果的な行政経営を継続していく必要があります。また、改革にあたっては、職員一人ひとりが改革意識を強く自覚、共有し、引き続き全庁的に取り組むことが必要です。

# 第1 町政を取り巻く環境

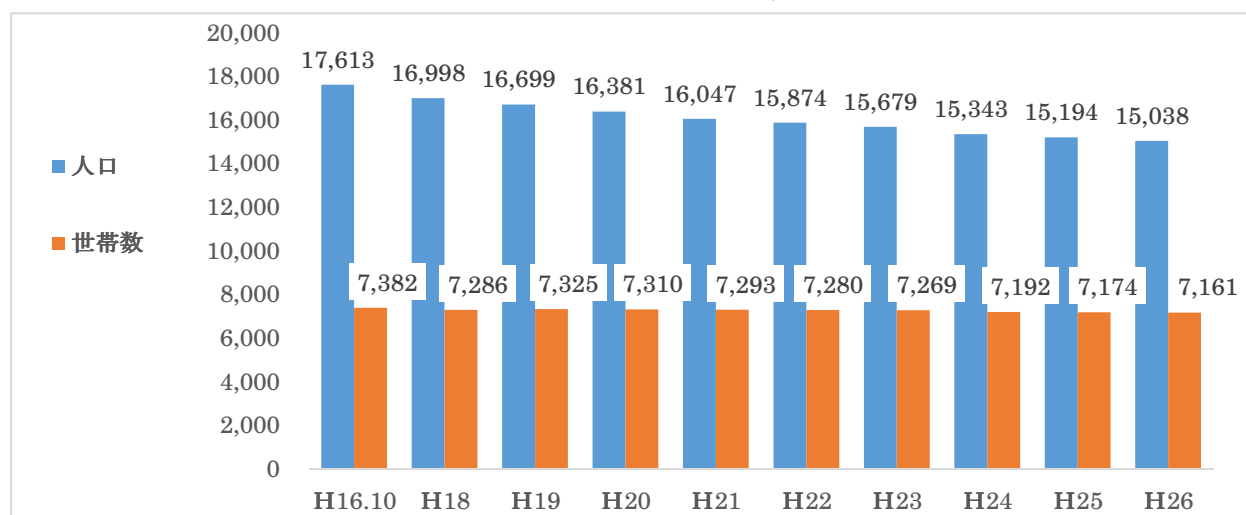
## 1 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化に伴い、労働力不足や地域社会の活力低下など社会経済の停滞が懸念されているところです。

本町においても、合併後10年間(平成16年10月1日から平成26年4月1日)で人口が約2,570人(約14%)減少し、年齢区分ごとにみると、18歳未満で約840人、19歳以上64歳未満で約1,840人がそれぞれ減少する一方で65歳以上は約110人増加しており、人口の減少に加えて、少子高齢化が顕著となってきています。

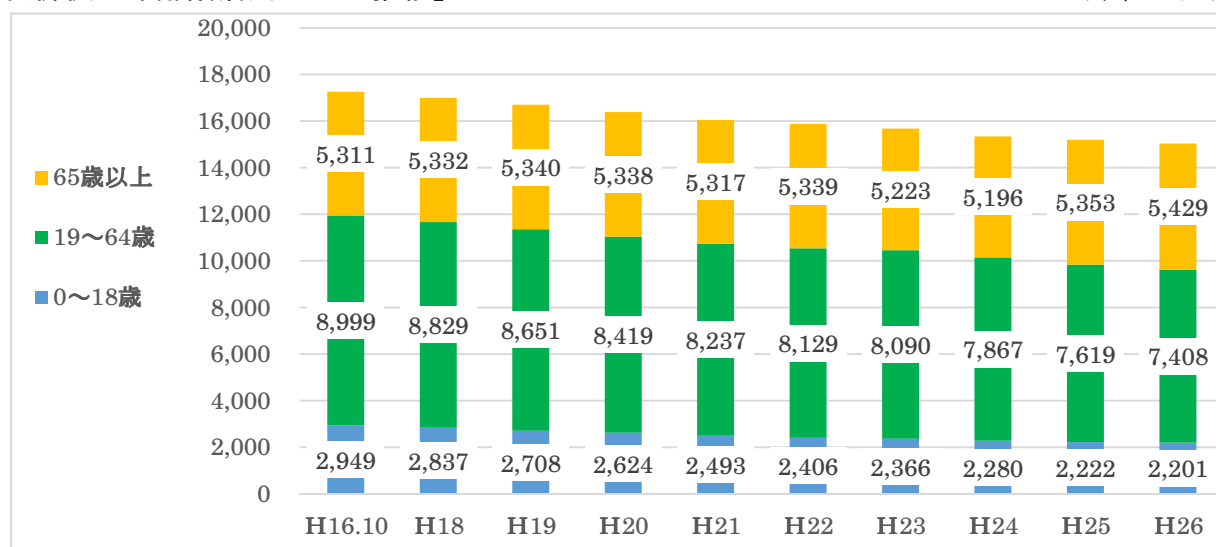
また、国勢調査を基にした、国立社会保障・人口問題研究所の「市区町村別将来推計人口(平成26年4月推計)」によると、平成22年から10年後の平成32年には、約2千人減少し、65歳以上人口の割合は33.9%から43.6%に増加すると推計されており、総人口及び年少人口(15歳未満)・生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は減少傾向で推移し、65歳以上人口割合は増加していくものと推計されています。

【合併後の隠岐の島町人口及び世帯数の推移】 (単位：人(世帯数にあつては世帯))



【資料：隠岐の島町民課「人口世帯集計表」※平成18年以降は4月1日数値】

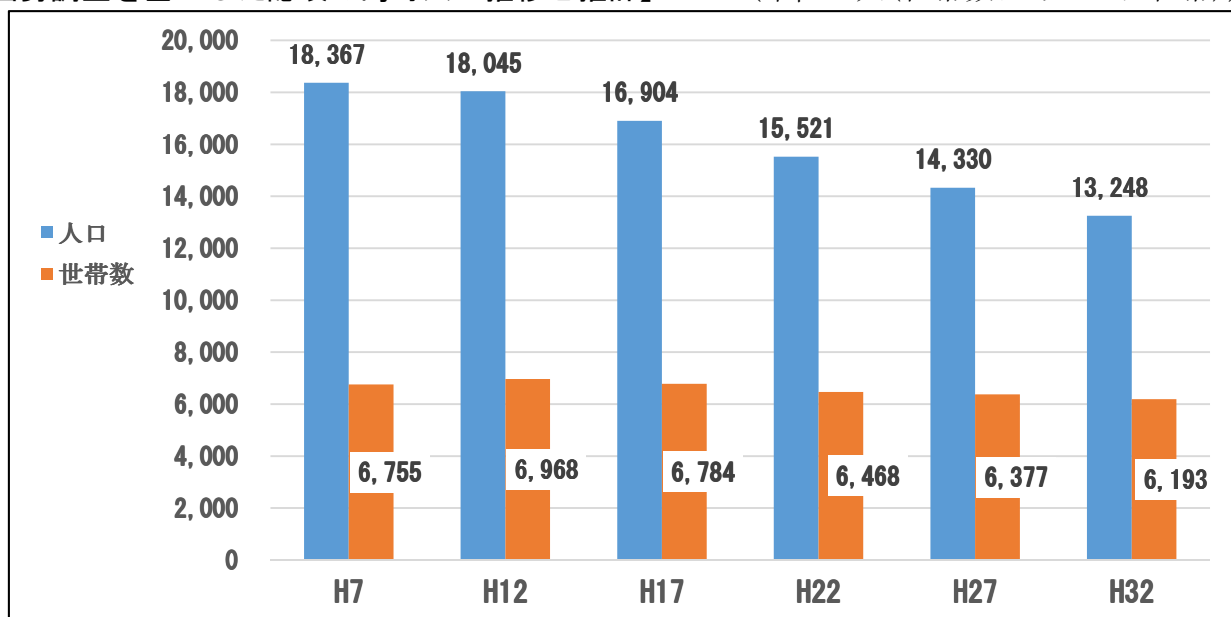
【合併後の年齢階層別人口の推移】 (単位：人)



【資料：隠岐の島町民課「年齢別人口集計表」より ※平成18年以降は4月1日数値】

【国勢調査を基にした隠岐の島町人口推移と推計】

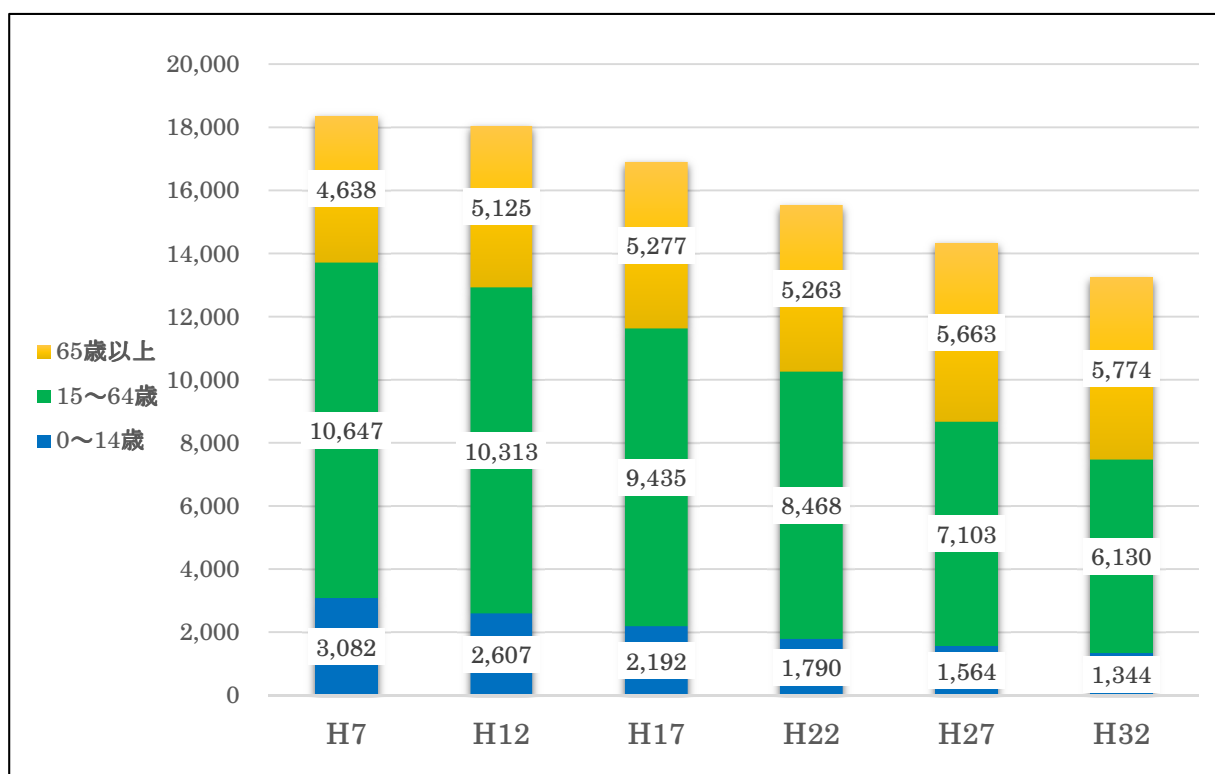
(単位：人(世帯数にあっては世帯))



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』（2014年4月推計）より

【国勢調査を基にした隠岐の島町人口推移と推計】

(単位：人)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(都道府県・市町村)」  
(平成24年1月推計)

## 2 厳しさを増す地方公共団体の財政環境

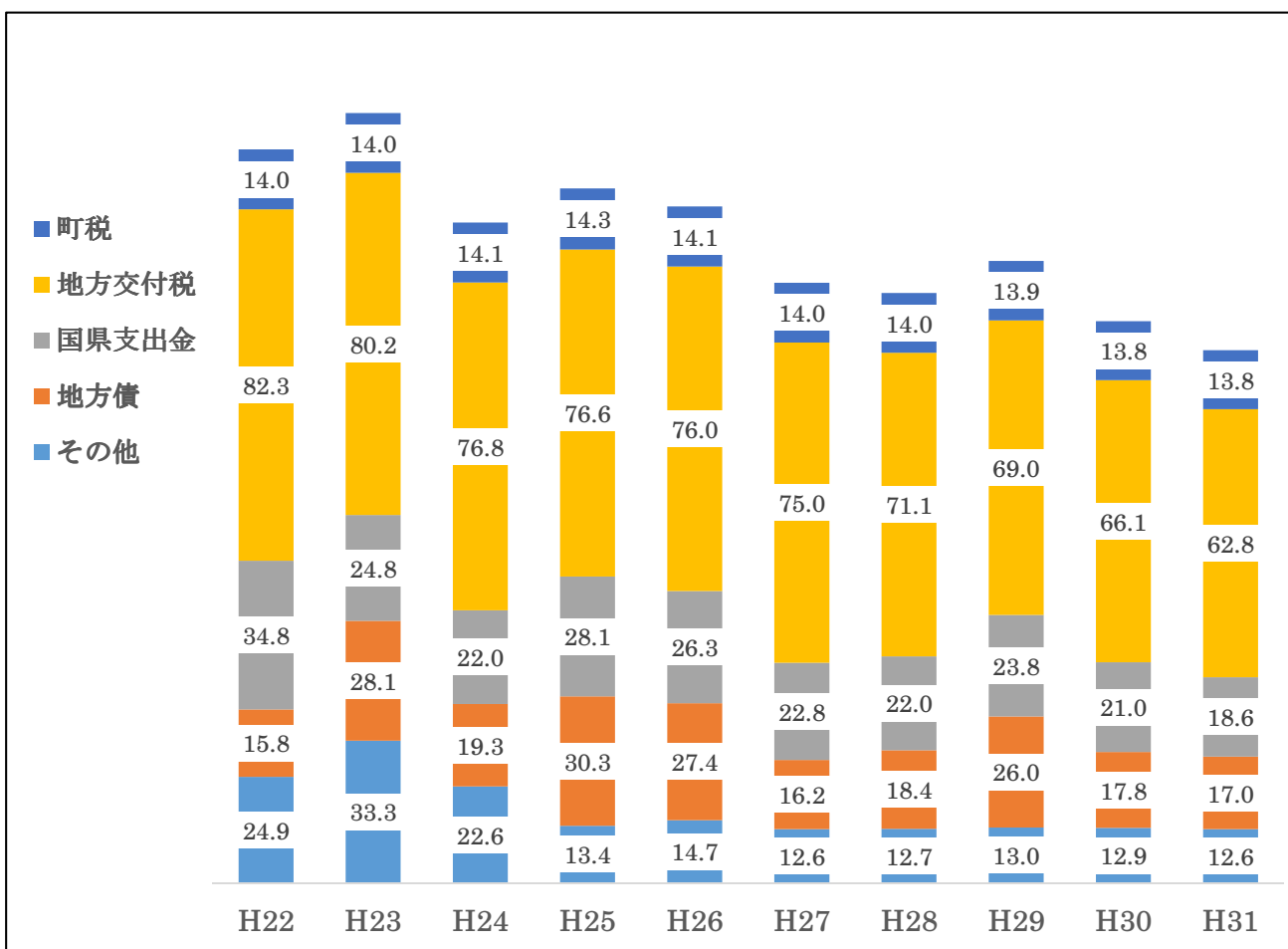
日本経済は、経済対策、金融対策の効果による期待を背景に景気回復へ改善の兆しはありますが、地方経済においては、長引く景気低迷による雇用情勢の悪化や個人所得の伸び悩み、また、地方交付税の逓減により歳入の減少が考えられます。

一方、少子高齢化による介護、医療費等の社会保障費など、歳出の増加が見込まれ、地方公共団体における財政環境は、厳しい状況にあります。そのため、今後も自主財源の確保や歳出の適正な執行など歳入歳出全般にわたる対策に取り組み、持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

### 【歳入の推移】

(単位：億円)

| 項目    | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町税    | 14.0  | 14.0  | 14.1  | 14.3  | 14.1  | 14.0  | 14.0  | 13.9  | 13.8  | 13.8  |
| 地方交付税 | 82.3  | 80.2  | 76.8  | 76.6  | 76.0  | 75.0  | 71.1  | 69.0  | 66.1  | 62.8  |
| 国県支出金 | 34.8  | 24.8  | 22.0  | 28.1  | 26.3  | 22.8  | 22.0  | 23.8  | 21.0  | 18.6  |
| 地方債   | 15.8  | 28.1  | 19.3  | 30.3  | 27.4  | 16.2  | 18.4  | 26.0  | 17.8  | 17.0  |
| その他   | 24.9  | 33.3  | 22.6  | 13.4  | 14.7  | 12.6  | 12.7  | 13.0  | 12.9  | 12.6  |
| 計     | 171.9 | 180.4 | 154.7 | 162.7 | 158.5 | 140.6 | 138.2 | 145.7 | 131.6 | 124.8 |

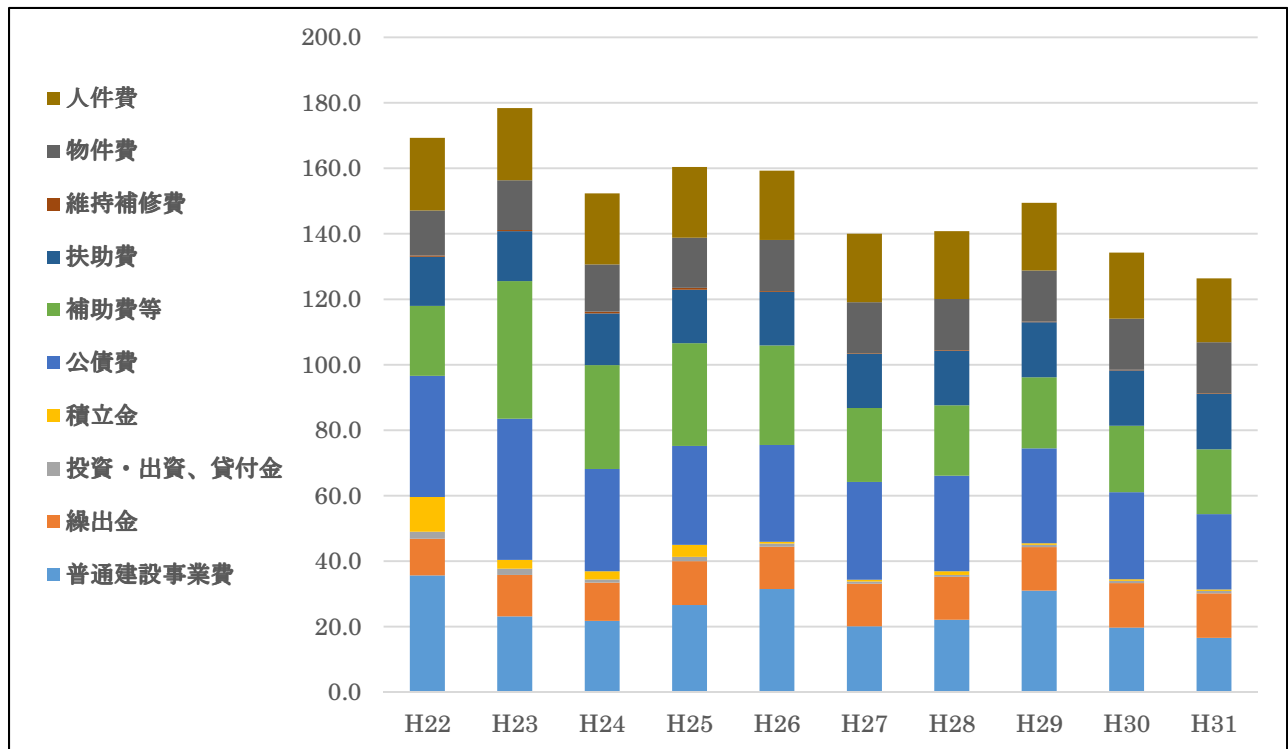


【資料：隠岐の島町企画財政課「中期財政計画」より】

## 【歳出の推移】

(単位：億円)

| 項目              | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費             | 22.2  | 22.0  | 21.7  | 21.6  | 21.2  | 20.9  | 20.7  | 20.7  | 20.2  | 19.5  |
| 物件費             | 13.7  | 15.2  | 14.5  | 15.3  | 15.6  | 15.6  | 15.6  | 15.6  | 15.6  | 15.6  |
| 維持補修費           | 0.4   | 0.3   | 0.5   | 0.6   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   |
| 扶助費             | 15.0  | 15.3  | 15.8  | 16.3  | 16.4  | 16.5  | 16.7  | 16.8  | 16.9  | 16.9  |
| 補助費等            | 21.4  | 42.0  | 31.7  | 31.4  | 30.4  | 22.6  | 21.5  | 21.7  | 20.3  | 19.8  |
| 公債費             | 37.0  | 43.2  | 31.3  | 30.2  | 29.6  | 29.9  | 29.2  | 29.0  | 26.6  | 23.0  |
| 積立金             | 10.6  | 2.7   | 2.0   | 2.7   | 0.5   | 0.5   | 1.1   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| 積立金<br>(地域振興基金) | 0.0   | 0.0   | 0.5   | 1.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
| 投資・出資、<br>貸付金   | 2.2   | 1.9   | 1.0   | 1.3   | 1.0   | 0.7   | 0.6   | 0.7   | 0.7   | 0.7   |
| 繰出金             | 11.2  | 12.7  | 11.7  | 13.4  | 12.9  | 13.0  | 13.1  | 13.3  | 13.6  | 13.6  |
| 普通建設事業費         | 35.6  | 23.1  | 21.8  | 26.6  | 31.5  | 20.1  | 22.1  | 31.0  | 19.7  | 16.6  |
| 計               | 169.3 | 178.4 | 152.3 | 160.4 | 159.3 | 140.0 | 130.9 | 149.5 | 134.3 | 126.4 |



【資料：隠岐の島町企画財政課「中期財政計画」より】

### 3 地方分権の進展

地方分権改革の推進により、国と地方の役割分担が明確にされ、これまで国や県で行われてきたいろいろな事務事業が、権限移譲により、町村で行うようになるなど、地方公共団体にはこれまで以上に自己決定、自己責任に基づく自立した行政経営が求められています。

町の役割と責任が増大する一方、行財政改革の実施により、町職員が減少する中で、地域の実情に沿ったよりよいまちづくりを進めるためには、今まで以上に町民の町政への積極的な参画により、行政と町民が一体となって進めることが今後一層必要になってきます。

### 4 町民ニーズの多様化

社会経済情勢の変化に伴う行政需要の多様化・高度化、また、地方分権改革に伴う国や県からの権限移譲による地方自治体の裁量権の拡大などにより、行政課題は、今まで以上に多岐にわたり、今後も増えていくことが予想されます。

町民に最も身近な地方公共団体は、町民ニーズを把握しつつ、これらの行政課題に的確かつ機敏に対応できる体制を整えることはもとより、質の高いサービスを提供することが求められています。そのためには、一層高度化・複雑化する課題に対応していくために、効率的・効果的な組織を構築し、職員の能力の向上を図り、組織力を最大限に発揮していく必要があります。

## 第2 行財政改革大綱の推進体制

### 1 推進期間

本大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 2 推進体制

本大綱推進のため、次の2つの機関を改革の両輪に据え、行財政改革に取り組みます。

#### (1) 隠岐の島町行財政改革推進本部

町長を本部長とする「隠岐の島町行財政改革推進本部」を中心に、大綱に基づく実施状況の確認、取組事項の進捗状況を踏まえて、全庁的に行財政改革に取り組みます。

#### (2) 隠岐の島町行財政改革推進審議会

行財政改革の推進にあたり、広く町民に意見を求めるため、町民の代表者等で組織する「隠岐の島町行財政改革推進審議会」に行財政改革の推進における実施状況や実施計画について適宜報告し、提言を受けます。

### 3 実施計画の策定と公表

本大綱の具体的な項目を推進するため、できる限り目標を数値化した、分かりやすい年度別実施計画を策定し、実施の状況について公表します。

### 4 評価の公表

「隠岐の島町総合振興計画」の施策、基本事業、事務事業について評価を行い、その取り組みと評価結果を公表します。

## 第3 行財政改革の基本方針

### 1 効率的な行政経営の推進と質の高いサービスの提供

社会経済情勢の変化やさまざまな行政課題に対応するため、質が高く、効率的な町民サービスの見直しを行うとともに、町民に親しまれ、町民が利用しやすい町役場となるよう努めます。また、限られた人材、財源等を有効活用し、組織体制のスリム化や業務の効率化などに努めるとともに、町民の目線と経営感覚を持ち町民から信頼される職員を育成し、町民ニーズに的確に対応できる、簡素で効率的な組織・人員体制を構築していきます。

### 2 町民主体によるまちづくりの推進

町民と行政が協力し合う関係を構築し、町民が主体となったまちづくりを推進するには、町民と行政が情報を共有し、理解と信頼を深めることが必要です。また、町民に分かりやすい情報の提供に努め、さまざまな公共的課題に関心を持ってもらうとともに、町民、町民活動団体や事業者と行政がそれぞれ担うべき役割を理解し、相互の連携や協力関係の充実と強化を図り、町民活力を活かしたまちづくりを推進します。

### 3 持続可能な財政運営の推進

今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、町民に安定的、継続的に町民サービスを提供していくため、財政需要を的確に把握するとともに、中長期の財政見通しを踏まえ、選択と集中により、健全で計画的かつ適正な財政運営を行います。

さらに、合併後10年を区切りとして、国からの財政支援が縮小していくため、自立した隠岐の島町に向けて持続可能な財政運営を推進します。

## 第4 具体的な取り組み方針

### 1 効率的な行政経営の推進と質の高いサービスの提供

#### (1) 事務事業評価システムを活用した事務事業の見直し

町民の視点に立った成果重視の効率的・効果的な施策を展開するため、事務事業評価システムを活用した点検、見直しを進め、必要な事務事業の選択と集中による重点化を図ります。また、町民ニーズや施策、事業の評価を踏まえ、事務事業の見直しについて、職員一人ひとりがコストを含めた問題意識を持ち、分析、検証しながら行うとともに、予算や人事管理などとの有機的な連動を図ります。

#### (2) 民間活力の活用の推進

事務事業全般にわたる見直しを行い、行政が担うべき業務の明確化を図り、民間のノウハウ、活力を有効に活用することで、業務の効率化、経費の削減が図られるものについては、積極的に民間委託等を推進します。

#### (3) 公共施設の適正配置

今後の町民ニーズや費用対効果、利用状況等の実情を踏まえつつ、施設の有効活用や統廃合を含めて十分な検討を行い、適正な配置に努めます。また、老朽化している施設については、計画的な維持補修による長寿命化や、必要性についての検討を行い、効率的な維持管理を行い、施設の有効利用を推進します。併せて、施設の廃止、民営化、また、施設の有効活用を図れる民間事業者への譲渡等についても検討を進めます。

#### (4) 外郭団体等(※)のあり方等の見直し

「公の施設」の管理を広く民間事業者に委ねる指定管理者制度の進展や、公益法人制度の改革などの外郭団体を取り巻く環境の変化を踏まえて、外郭団体等の設立意義に立ち返り、町と外郭団体等の役割分担を改めて明確にし、運営の自立性や透明性の向上を推進します。

※外郭団体等…町が資本金、基本金団体の基本財産の1/4以上の出資（出えん）を行っている団体又は設立に町が主体的に関与し、かつ当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体。

#### (5) 組織・機構の見直し

時代の変化や多様な町民ニーズに的確かつ迅速に対応していくため、事務事業の見直しやさらなる民間委託の推進等を図るとともに、国・県からの権限移譲の動向を注視しながら、簡素で効率的な組織機構を基本に、組織横断的に業務を遂行できる体制づくりに努めます。

#### (6) 人材育成と職員の意識改革

地方分権時代に対応するため、情報収集に努め、積極的に課題を発見し、対応のできる職員の育成を進め、職務能力の向上や意識改革に取り組むとともに、人事評価制度の導入により職員一人ひとりが目的意識を持って職務を遂行し、組織の中で能力を最大限発揮できる環境づくりを推進します。

#### (7) 危機管理体制の充実・強化

本町では、平成26年4月に危機管理室を新設し、危機管理体制の強化を図っていますが、今後は、地域における自主防災組織の設立を推進し、これまで以上に地域との連携を図るとともに、防災訓練等の実施による防災意識の向上に努め、町民の生命及び財産の安全安心を守るため、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実・強化に努めます。

## 2 町民主体によるまちづくりの推進

#### (1) 協働の理解促進と町民力・地域力の向上

町民と町の情報共有や協働意識向上を図るため、地域活動や地域課題に関心を持ってもらうための啓発や地域活動の情報を分かりやすく発信、周知し、協働の理解を促進するとともに、町民の町政に参画できる機会の充実に努めます。さらに、自治会などの地域組織や企業などが協働するまちづくりを推進していくことで町民力、地域力の向上を図ります。また、地域づくりを担う人材の育成を図ります。

#### (2) 情報公開の推進

ICT(※)を活用した情報提供の充実に図り、行政情報を積極的に発信、公開し、町民と行政の情報の共有化を推進するとともに、公正の確保と透明性の向上を図り、個人情報保護制度について、適正な運用に努めます。

※ 情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えた言葉。

ICTとは、(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。

### **3 持続可能な財政運営の推進**

#### **(1) 持続可能な財政運営の確立**

財政の健全性を維持していくため、歳入の根幹である町税等の自主財源の確保や遊休財産等の処分及び有効活用など、引き続き積極的な取り組みを行うとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、歳入歳出の適正化による財政基盤の強化を図ります。

#### **(2) 補助金等の随時見直し**

透明性、公平性を確保するため、適正な補助金等の執行を行います。新たな補助金については、必要性や妥当性等を十分考慮したうえで実施します。

#### **(3) 使用料・手数料の適正化**

町民負担の公平性や受益者負担の原則に基づき、各種使用料、手数料の見直し等を行い、適正な負担になるよう公平性の確保に努めます。

#### **(4) 町税等の収納率の向上**

自主財源の柱である町税等については、今まで以上の収納率を確保するとともに、特に滞納者に対しては、税負担の公平性の確保のためにも差し押さえ等、厳正に対応します。